

提案書

平成23年4月22日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会 御中

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

ジェイコムグループ代表

かぶしきがいしゃ

株式会社ジャピターテレコム

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集」に対し、別紙のとおり提案します。

別紙

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集における検討項目			具体的な内容
1. ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	(1) 線路施設基盤（電柱・管路等）の開放による設備競争の促進	1)	<p>ブロードバンドの普及促進のためには、事業者が自ら投資リスクを負って自らの設備を構築する設備競争によりサービスの差別化を図ることにより加入を促すことが適当と考えます。</p> <p>このため、早々に以下のルール整備を行い、各事業者が速やかに線路施設基盤を使用できるよう更なるオープン化を要望いたします。</p> <p>当該ガイドライン策定以降、線路施設基盤の開放は進展しているものの、未だ申請手続きが煩雑で分かりにくく、審査結果も不明瞭な場合もあることから申請事業者の負担は依然大きい状況です。また、使用不可の場合は別ルートの検討等相当の時間を追加して確保せざるをえず、速やかな事業展開に支障をきたす場合もあります。よってオープン化促進のために、更に借りやすいルールの整備をお願いいたします。</p> <p>1. 手続の簡略化・情報の透明化</p> <p>受付電子化の促進、窓口の統一化等、借用必要情報を一括で管理、提供する仕組みの構築が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治体所有の管路等使用の場合、通常電子申請ではなく、かつ申請事業者が申請窓口や複数の担当課で自ら必要情報を収集した上で申請判断となる。 ○一部電力事業者の場合、地域により電子申請化されたにも関わらず書類提出を平行して求める場合がある。 ○国土交通省の管路使用の場合、設置時期により使用料が異なり分かれづらい。 <p>2. 照会に対する使用不可回答について</p> <p>回答時これを可能とする方法と時期、必要に応じ借用者側負担にて短期間に可能となる概算費用の提示の仕組み等の構築</p>
		3)	<p>電柱・管路等の線路基盤の更なる開放による借りやすさや係る工数及び借用維持管理コストの低減は、設備競争事業者のネットワーク敷設インセンティブに直結し、ブロードバンド普及促進の大きなインセンティブとなります。</p> <p>このため、現在のガイドラインから大きく踏み込み、官民・</p>

		<p>省庁横断の仕組みを実現させが必要と考えます。</p> <p>官民が保有する公的電柱・管路等の線路敷設基盤について借用に関する窓口を一本化・データベース化し、各種規制手続きに必要な情報、ひいては窓口で手続きを代行、借用期間の手続き、費用についても一括で行うような仕組みが望まれます。</p> <p>関連事項として、分岐回線単位の接続料の検討については、当社が認可申請時にも言及したとおり、現時点では課題が多いと認識しており、かつ現行の8分岐単位の接続料設定で競争が進展しているものと理解しています。</p> <p>よって、まずはこの線路施設基盤の開放による設備競争の活性化・サービスの差別化を図り、更なるブロードバンドの普及を目指すことが優先であり、分岐回線単位の接続料の導入は時期尚早と考えます。</p>
(2) NGN(次世代ネットワーク)のオープン化によるサービス競争の促進	1)	<p>NGNは他の事業者との接続を前提とせずに構築されているため、NGN上で新たなアンバンドルを行った場合、接続事業者は網改造費等の負担が必要となります。これは、NTT東西と比較し他の接続事業者が不利になる状況です。</p> <p>今後、IP網間接続を実現する場合は、費用負担等の同等性を確保することが必要です。</p>
	2)	<p>ブロードバンドの普及促進の実現には(1)のとおり設備競争の活性化を促進するための各種ルールの整備を推進することが最も重要と考えます。</p> <p>よって、NGN上の新たなアンバンドルについては自らの設備による競争を損なわないよう十分に留意し、行き過ぎたアンバンドル化は行わないよう慎重な検討が必要と考えます。</p>
(3) モバイル市場の競争促進	1)	<p>現在のモバイル市場は電波の有限性に伴う許可事業者によるほぼ寡占の状況であり、特に携帯電話市場ではMVNO推進政策にも関らず進展していません。現在モバイル市場の大半を占める携帯市場について強力な競争促進施策を行なうことは業界全体のバランスのみでなく業界自体の市場活性化に資すると考えます。</p>

	2)	<p>携帯電話市場でMVNOが進展しない理由のひとつとして、新規参入事業者の端末調達リスクがあります。</p> <p>携帯のガラパゴス化による端末事業の衰退を防ぐためにも、またMVNOによる市場の活性化を図るためにも接続料の低廉化・プラットフォームのオープン化推進と合わせ、特にSIMロック解除を強化する等、MVNO事業者の端末調達リスクを軽減する政策が必要と考えます。</p>
(4)今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証・担保の在り方	1)	<p>「競争セーフガード制度」自体は既存規制を基準とし事業者意見により要請・注視等にて特定事業者の報告を求めるものであり、監視機能や制度自体の強制力はないものと理解しています。</p> <p>これに伴いNTT西の情報漏えいについて、同様の事象が過去より指摘されていたにも関わらずマスコミ等の他の圧力により初めて発覚したものと考えます。</p> <p>今回のNTT東西の機能分離は、専任部門（管理及び運営等）を置き、また県域等子会社に対して現行行為規制の内容の遵守を課すとしていますが、同様の方法では実効性は上がらないものと考えます。</p> <p>よって他の制度を検討することが必要と考えます。</p>
	3)	<p>1) のとおり、現行の方法では担保が難しいため、監視機能を持った、権限のある中立的機関が必要と考えます。</p> <p>継続的役務を提供する通信業界では不可逆性が高いため、一度始まったサービスを廃止することはある程度の権限を有する必要があります。</p> <p>サービス開始前の検証及び開始後の検証等常時市場の監視による権限を持った指導により公正競争を担保することが必要と考えます。</p> <p>また、NTTグループの総合的市場支配力は、今回行為規制を拡大した県域等子会社のみならず、取引関係を通じてグループ外にも支配力を及ぼしています。</p> <p>特に、参入を規制されている放送業界にも実質的に参入していると見受けられるなど、ドミナント事業者を保有するグループが、総合的に事業を行なっている以上、グループ全体の市場支配力について規制をかける必要があります。</p> <p>よって、総合的な市場支配力に着目した規制（SMP規制）を早期に実現することが必要と考えます。</p> <p>この場合、変化の早い市場状況に合わせ、普遍的制度のみで行うだけではなく、状況に合わせたルールを一時的に当てることも公正競争を実現するため必要と考えます。</p>

		4)	<p>N T T 東西の業務範囲の在り方について今国会に活用業務の「手続きの緩和」が提出されております。</p> <p>「光の道」構想の実現に向けたとりまとめでは、「機能分離や、子会社等との一体経営への対応等により更なる公正競争確保を図った上で行うこと」と指摘をされております。</p> <p>「更なる公正競争確保」の実効性が不明のまま、活用業務の審査のみが緩和され、N T T 東西の業務範囲がなし崩し的に拡大してしまうことはあってはならないことと考えております。</p> <p>本件につきましては、パブリックコメント等、行政や関係者による実効的なチェック機能を引き続き確保し、可否権限を有することを前提に「手続きの緩和」のみ実施するようお願いします。</p>
2. 電話網(PSTN)からIP網への円滑な移行の在り方について	(1) PSTNからIP網への移行に伴う利用者保護の在り方	1) ①②	<p>P S T N 上では、N T T 東西のみならず、接続事業者も着信課金サービス等基本的な付加機能サービスを提供し、多くのお客さまにご利用いただいています。</p> <p>お客さま利便保護の観点から、P S T N から I P 網への移行が完了した後も、接続事業者が追加的負担を行うことなく、これらのサービスを継続して提供が必要です。</p>
	2)		ご利用されているお客さまが不利益を被ることのないよう、代替サービスに関する詳細な情報開示が必要と考えます。
	3)		ご利用されているお客さまが不利益を被ることのないよう、サービスの廃止時期・お客さまに対する周知方法等について情報開示を行う必要があると考えます。
	5)		<p>N T T 東西のP S T N から I P 網へのスムーズな移行に際しては、N T T 東西のI P 網上で提供できるサービスのみを代替サービスとすることは、お客さまの選択肢の観点から適切とはいえず、結果としてN T T 東西の独占性を継承することとなります。</p> <p>従って、代替サービスについては、お客さまの視点に立ち、N T T 東西のI P 網だけではなく、他のアクセス網所有事業者（ケーブルテレビ事業者等）の電話サービスによる移行も含めたオープンな対応が必要と考えます。</p>
	(2) PSTNからIP網への	1)	I P 網同士の接続については、先ず関係事業者間で十分な意識合わせを行うことが必要と考えます。

移行に伴う 事業者対応 の在り方		
	2)	双方で利用できる番号ポータビリティについては、先ず関係事業者間で十分な意識合わせを行うことと考えます。
	3) 4)	前出のとおり、IP網への円滑な移行を促進し、「光の道」を早期に実現するためには、自前設備による競争を活性化するための各種ルールの整備を早急に進めることが最も重要と考えます。 なお、設備競争が発生しにくいルーラルエリア等に関しては、他のアクセス網を所有する事業者（ケーブルテレビ事業者等）の活用、無線系サービスやメタルアクセス網のIP収容等さまざまな事業者が提供する多様な手段のサービスの中から、コスト面・技術面で最適なものを選択できる環境を整え、自らの設備による設備競争に影響を与えないよう留意しながら、競争を通じて移行を促進する必要があると考えます。
	6)	PSTNからIP網への移行は国民生活に相当の影響を与える事項です。このため、特定事業者のみではなく、関係する全事業者並びに監督官庁が参加し協議実施することが業界の信頼を保つ方法と考えます。 前出のPSTNからIP網への移行に伴うさまざまな課題を検討するため、まずはNTT東西からより具体的な移行に関する計画の詳細情報を公表し、全ての事業者と協議を行ない実施する必要があると考えます。